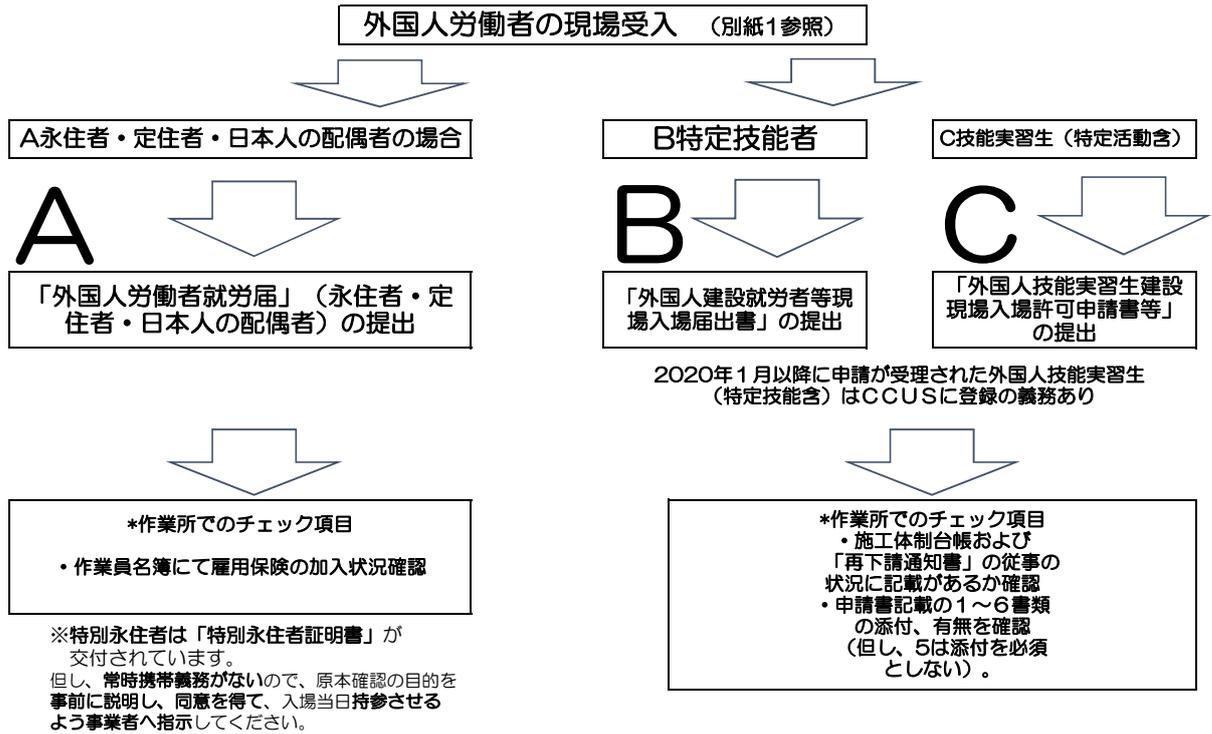


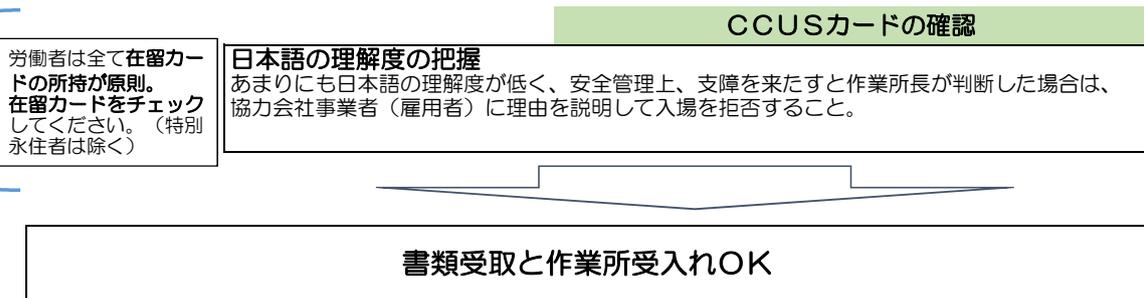
# 外国人労働者 現場受入時確認事項

2023.4.1改訂

事前確認



入新場規時



## \*在留カード確認時注意事項 (別紙2参照)

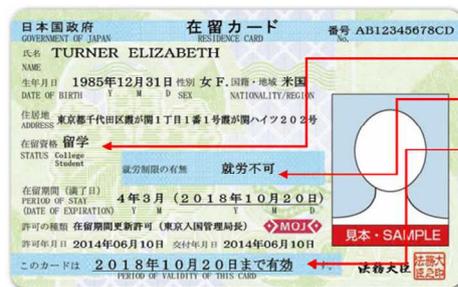
技能実習生・外国人労働者(永住者・日本人配偶者等含)の実際の現場入場の際は在留カードと各申請書の内容に相違がないか確認する

- ・ i 在留資格 (特に ii 就労制限の有無や就労不可に注意)
- ・ iii 在留期間 (期限切れに注意)
- ・ 裏面資格外活動欄も注意してよく確認する

次のいずれかの記載がある場合は就労できます。  
・「許可(原則2名範囲以内・高給営業等の従事を除く)」  
・「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」

在留カードは携帯が義務付けられているので実際の在留カードをかみならず確認する事

不所持・不携帯は原則 就労不可 となります。



※在留カードを所持していなくても就労できる場合  
・ 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある場合  
・ 「3ヶ月」以下の在留期間が付与された方  
・ 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

## 作業所就労後には以下の事に注意する。

- ・ 就労制限業務に技能実習生を従事させる場合には、免許の取得、技能実習の修了などの資格が必要
- ・ 外国人に対する労働基準関係法令の適用「国籍による差別の禁止 = 日本人労働者と同じ扱い」  
具体的には、強制貯金、預金通帳・印鑑・パスポートなどの取り上げ、賃金控除(賃金控除に関する労使協定が必要であり、事理明白でない控除はできない。)寮費・光熱費・食費などは実費を超えてはいけない。
- ・ 外国人労働者の管理は事業者責任において行わせる。
- ・ 外国人技能実習生においては、必ず外国人技能実習生5名対して、技能実習指導員1名を配置させること。技術実習指導員は、該当する技能について5年以上の経験を有する者